高知県南海地震に強い地域社会づくり条例 骨子案

第1 趣旨

この条例は、南海地震による災害(以下「震災」といいます。)から、県民の生命、身体、財産を守ることを目的に、予防から南海地震発生後の応急、復旧、復興までの総合的な対策(以下「南海地震対策」といいます。)を計画的に行うため、県、県民、事業者等の役割や責務を明らかにするとともに、震災に強い地域社会の実現を目指して、お互いに連携しながら南海地震対策を推進していくために必要な事項を定めるものです。

第2 定義

この条例の骨子案において、次に掲げる用語の意義はそれぞれ次のとおりです。

- (1) 防災関係機関 市町村、国、指定公共機関(災害対策基本法第2条第5号)や指 定地方公共機関(同条第6号)
- (2) 事業者 県と防災関係機関以外の法人や事業を営む個人と公立の学校や保育所
- (3) 自主防災組織 災害から自分達の地域は自分達で守るという住民の自覚と連帯感 に基づき、町内会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織
- (4) 社会貢献活動団体 営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動(宗教活動、 政治活動、選挙活動、公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動を除 く。) を継続的に行う法人その他の団体のうち自主防災組織を除く団体
- (5) 居住者等 居住する者、通勤通学する者、観光などで一時滞在する者や通過する 者
- (6) 津波避難ビル等 津波から緊急に避難するための施設として、津波の浸水が予想される区域(以下「津波浸水予想区域」といいます。)内において、市町村が指定する堅固な中高層建築物等の人工構造物
- (7) 緊急避難場所 高台(津波の浸水のおそれのない高さに位置し、周辺住民が緊急 に避難できる一定の広さのある場所)や津波避難ビル等
- (8) 災害時要援護者 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等であって、 地震が発生したときに特別な援護を必要とする者

第3 基本理念

震災に強い地域社会が実現されるよう、次に掲げる事項を基本理念として南海地震対策を実践的かつ効果的に推進しなければいけません。

- (1) 南海地震(以下「地震」といいます。)という大災害に遭っても、県民の生命、身体、財産に係る権利が守られるよう、県、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体、防災関係機関等さまざまな立場の者が、それぞれの役割の基に努力し、お互いが連携して取り組んでいくこと。
- (2) 県民は、生命、身体、財産に係る権利は自らで守らなければならないという自覚に基づき、そのために必要な備えや地震時に適切な行動を行う「自助」の取組を進めること。

- (3) 一人一人の生命、身体、財産に係る権利が守られるよう、地域を構成するさまざまな人々や団体が、日頃から連帯感を強め、支え合い、地震発生後にはお互いに助け合う「共助」の取組を進めること。特に、「共助」の主要な担い手として、地域の防災活動に組織的に取り組む自主防災組織の活動を活性化していくこと。
- (4) 県民、事業者、自主防災組織等の「自助」や「共助」の取組を、県、市町村等の「公助」が支援するとともに、県自らにおいても、社会基盤の整備、専門的な応急救助活動等の南海地震対策を進めること。
- (5) 震災から生命、身体、財産を守るため、県、県民、事業者、自主防災組織、社会 貢献活動団体、防災関係機関等が、一人一人ができることから取り組むことの必要性 を広く呼びかけながら、取組の輪を広げ、全県的な運動として展開していき、地震へ の備えを習慣としていくことで、生活、仕事、教育の中に防災文化を根付かせていく こと。

第4 県民の責務

- 1 県民は、震災から生命、身体、財産を自らで守るため、地震に関する知識の習得、必要な備え、自らの判断による危険の回避等を行うよう努めなければいけません。
- 2 県民は、日頃から支え合うとともに、自助の取組が行動に移されるようお互いに啓発 し合い、地震が発生したときは助け合って避難、救助活動、避難生活等を行うよう努め なければいけません。

第5 事業者の責務【No. 73 による修正】

- 1 事業者は、その社会的責任を自覚し、事業活動や周辺の居住者等への被害を最小限に抑えるよう震災から事業所内の人の生命、身体を守り、周辺の居住者等への自らの施設、設備等による被害を最小限に抑え、地震発生後も事業の継続を行うため、あらかじめ自らが管理する施設、設備等の安全性の確保や震災への対応力の向上等の被害の軽減のために必要な備えを行うように努めなければいけません。
- 2 事業者は、地震が発生したときは事業所内の人の生命や身体を守り、自らが管理する 施設、設備等による周辺の居住者等への被害の拡大を防ぐとともに、震災後も自らの事 業の継続に、地域の自主防災組織や住民と協力して、避難誘導、救助活動、消火活動等 の活動を積極的に行うよう</u>努めなければいけません。

第6 県の責務

- 1 県は、地震から県民の生命、身体、財産を守るため、組織と機能のすべてをあげ、市町村、国等の防災関係機関と密接に連携しながら、南海地震対策を計画的に推進します。
- 2 県は、市町村、国等の防災関係機関と連携して、県民、事業者、自主防災組織等の「自助」や「共助」の取組の促進や継続のために必要な支援を行うとともに、防災力を高める人づくり、日頃から支え合う地域づくりやネットワークづくり等に努めます。
- 3 県は、国、市町村等と連携して地震に関する調査、情報の収集等を行い、その成果や情報を地震防災対策に反映します。また、その成果や情報については、「自助」や「共助」の取組の促進に寄与するため、公表に努めます。【No. 11 による修正】

第7 市町村の役割

市町村は、基礎的な地方公共団体として、県、他の防災関係機関、自主防災組織、社会貢献活動団体等と連携して、その市町村の住民の生命、身体、財産や地域を震災から守るための取組の推進に努めなければいけません。

第2章 揺れの被害から命を守る

第1 旧耐震基準による建築物の耐震性の向上

- 1 昭和56年5月31日以前の耐震基準によって建築された建築物(以下「旧耐震基準による建築物」といいます。)の所有者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断を受け、その結果に応じて耐震化(耐震改修や建て替えを行うことにより、現行の耐震基準と同等以上の耐震性を確保することをいいます。)を行うよう努めなければいけません。
- 2 県は、自らが所有する旧耐震基準による建築物の耐震診断を行い、その結果に応じて 耐震化を行うよう努めます。この実施に当たっては、計画的な耐震化の推進と施設利用 者等の理解を促進するため、耐震化の優先順位等を定めた県有建築物耐震化実施計画を 作成し、耐震診断の結果と併せて公表します。
- 3 県は、地震発生時に災害対応、医療救護、応急救助等の活動拠点や避難所として使用 されるなどの重要な役割を担う建築物の所有者や管理者に対し、耐震診断の実施、診断 結果の公表、計画的な耐震化の促進を求めます。
- 4 県は、市町村、国、建築業界団体等と連携して、旧耐震基準による建築物の耐震化の実態を把握するとともに、啓発の推進、相談体制の整備や耐震化に必要な支援に努めます。

第2 屋内における転倒等危険物家具等の安全性の向上【No.14による修正】

- 1 県民や事業者は、地震発生時に屋内における自らや家族、事業所内の人の安全を確保し、迅速かつ円滑に避難するため、<u>あらかじめ、</u>家具、電気製品等の転倒や落下する危険がある物<u>の配置の見直し、転倒等の防止、</u>や窓ガラス等の飛散する危険がある物(以下「転倒等危険物」といいます。)について、あらかじめ配置の見直し、転倒等の飛散の防止等の対策を行うよう努めなければいけません。
- 2 県民は、地震が発生したときは、落下物から頭を守るなどの自らの身を守るために必要な行動をとらなければいけません。
- 3 事業者は、地震が発生したときは、事業所内の人に対し、身を守るために必要な行動をとるよう促し、避難誘導を行うなどの事業所内の人の安全を確保するために必要な行動をとらなければいけません。
- 4 県は、市町村、国、家具、電気製品、窓ガラス等の製造販売事業者、転倒防止器具の 販売取り付け事業者、市町村、国等と連携して、屋内における転倒等危険物家具、電気 製品、窓ガラス等の安全対策に関する実態を把握するとともに、啓発と安全対策の推進 に努めます。

第3 屋外における危険工作物等の安全性の向上【No.14による修正】

- 1 地震発生時にブロック塀、屋外におけるコンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の門又は塀、自動販売機等の転倒の危険がある物や、窓ガラス、外装材、屋外広告物等の落下の危険がある物(以下「危険屋外工作物等」といいます。)の所有者や管理者は、これらの危険屋外工作物等が、屋外において地震時に転倒や落下することにより歩行者等に危害を及ぼしたり、避難等を妨げたりすることのないよう、あらかじめ、安全性を点検し、必要に応じて改修等を行うよう努めなければいけません。
- 2 県民は、地震発生時に<mark>危険屋外</mark>工作物等の転倒や落下によって被害を受けることのないよう、日頃から、地域の危険箇所の把握に努めなければいけません。また、地震が発生したときは、危険屋外工作物等から直ちに離れ、又は近づかないようにしなければいけません。
- 3 県は、市町村、国、ブロック塀、自動販売機門又は塀等の施工事業者、<u>自動販売機等</u> <u>の製造・</u>設置<u>・管理</u>事業者<u>、市町村、国等と連携して、屋外における危険</u>工作物等の安 全対策に関する実態を把握するとともに、啓発と安全対策の推進に努めます。

第4 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の実施

- 1 県は、地震により被害を受けた建築物や宅地(以下「被災建築物等」といいます。)が 余震によって倒壊すること等により発生する二次災害を防ぐため、地震が発生したとき は、市町村が行う被災建築物等の応急危険度判定(以下「応急危険度判定」といいます。) の支援を行います。
- 2 県は、応急危険度判定が円滑に行われるよう、市町村や国と連携して、あらかじめ、 応急危険度判定の制度を周知するとともに、応急危険度判定を行うことができる者の養 成や受け入れ体制の整備、判定資機材の確保などの実施体制の整備に努めます。
- 3 被災建築物等の所有者及び管理者は、地震が発生したときは、応急危険度判定に協力 するとともに、判定結果に応じて、入居者や利用者の避難、当該建築物等の応急補強等 を行うよう努めなければいけません。

第5 公共土木施設等の震災予防対策

県は、自らが管理する道路、橋梁、河川、海岸、港等の施設について、地震の揺れ、 液状化等による被害を軽減し、その機能を確保するため、あらかじめ、必要に応じて点 検し、緊急性の高い箇所から改修等を行うよう努めます。

第3章 大津波から逃げる

第1 津波からの避難等

1 津波浸水予想区域の居住者等は、地震による強い揺れを長い時間感じたときは、津波 予報の発表を待つことなく、自らの判断で高台などの津波の浸水のおそれがない場所に、 原則自動車を使わず、直ちに避難しなければいけません。この場合において、津波浸水 予想区域の居住者等は、津波警報や注意報が解除されるまで、津波からの避難を継続し なければいけません。

- 2 津波浸水予想区域外にいた者は、津波警報や注意報が解除されるまで、津波浸水予想 区域へ立ち入ってはいけません。
- 3 津波浸水予想区域に居住する者、通勤通学する者等は、津波から迅速かつ円滑な避難ができるよう、あらかじめ緊急避難場所、避難路、避難の方法等について確認するよう 努めなければいけません。
- 4 海岸附近又は河口附近にいる者は、津波からの避難意識を持つようにしなければいけません。

第2 津波避難計画の作成

- 1 津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、市町村が作成する津波避難計画と内容の整合性をとりつつ、地域の緊急避難場所、避難路、避難の方法、津波浸水予想区域の範囲など津波からの避難に必要な情報を記載した計画(以下「地域の津波避難計画」といいます。)を市町村と協力して、作成しなければいけません。
- 2 津波浸水予想区域の居住者、事業者等は、自らが津波から避難する際の問題に向き合い、確実に避難する方法を確認するため、地域の津波避難計画の作成に参画するよう努めなければいけません。
- 3 県は、地域の津波避難計画の作成が促進されるよう、市町村と連携して、必要な情報 の提供等の支援に努めます。

第3 津波避難訓練の実施等

- 1 津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の津波避難計画に基づき、開催する時期、時間帯等さまざまな想定と工夫の下に、津波からの避難訓練を毎年行わなければいけません。
- 2 自主防災組織は、津波からの避難訓練の結果を踏まえて、必要に応じてその地域の津波避難計画を見直さなければいけません。
- 3 津波浸水予想区域の事業者は、事業所内の人を津波から迅速かつ円滑に避難させるため、津波からの避難訓練を毎年行わなければいけません。この場合において、地域の自主防災組織との連携に努めなければいけません。

第4 津波避難に関する情報を入手しやすい環境の整備

- 1 県は、県民、事業者等が、日頃から津波の危険を知り、地震発生時に迅速かつ円滑に 避難できるよう、市町村、国等と連携して、啓発を行うとともに、県民、事業者等が津 波避難に関する情報を入手しやすい環境の整備に努めます。
- 2 津波避難に関する次の情報は、それぞれ次の手段で伝えます。
- (1) 津波の危険性を知らせるための情報 津波浸水予想区域を示す標識、津波の碑等の 津波注意を喚起する物、津波の特性、避難時の行動等の知識を伝える掲示物等
- (2) 緊急避難場所を知らせるための情報 緊急避難場所の標識とそこに誘導する標識等
- (3) 津波発生を知らせるための情報 緊急情報の放送施設、道路情報表示等

第5 津波からの緊急避難場所と避難路の確保等

- 1 県は、居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、市町村と連携して、緊急 避難場所と避難路を確保し、保全するために必要な対策を推進します。
- 2 県民、事業者等は、自主防災組織、市町村等からの求めに応じて、自己の所有する土 地や建築物が緊急避難場所や避難路として利用されることに協力するよう努めなければ いけません。
- 3 緊急避難場所を利用する際、避難者は、他の避難者と協力して、秩序ある利用に努め なければいけません。

第6 津波避難に係る県が管理する施設の点検等津波の浸入による被害の軽減対策

- 1 県は、津波浸水予想区域の居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難できるよう支援するため、津波浸水予想区域において、県が管理する施設について次のことに努めます。
- (1) 堤防、水門等の施設の機能を確保するため、必要に応じて点検し、緊急性の高い箇所から改修等を行うこと。
- (2) 津波の浸入を防ぐため、陸こうの常時閉鎖や支障のない高さまで水門扉を下げるなどの維持管理体制の整備をすること。
- 2 陸こうを利用する者は、陸こうが津波の浸入口とならないよう、利用後は閉鎖するように努めなければいけません。
- 3 県は、木材、船舶等の漂流物による被害を軽減するため、市町村、国、事業者等と連携 して、津波による漂流物の発生対策の推進に努めます。【No. 18 による修正】

第4章 火災から命を守る

第1 出火や延焼の防止

- 1 県民、事業者等は、地震による火災の発生を防ぐため、地震が発生したときは、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、火気の使用を停止し、ガス栓を閉め、 避難時に電流制限器(ブレーカー)により電流を遮断する等火災の発生を防ぐために必要 な措置をとるよう努めなければいけません。
- 2 県民、事業者等は、火災が発生したときは、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、消火や延焼の防止に努めなければいけません。

第2 火災への備え

- 1 県民、事業者等は、消火器等の初期消火に必要な用具の設置と適正な管理に努めなければいけません。
- 2 自主防災組織、事業者等は、消火、通報、避難等の防火訓練を毎年行うよう努めなければいけません。
- 3 県民は、防火訓練に積極的に参加し、火災から命を守るために必要な知識や、消火器、 可搬式動力ポンプ等の消火用資機材の使用方法や消火技術の習得に努めなければいけま せん。

4 県は、市町村、消防本部等と連携して、出火の防止、消火、避難等の火災から命を守るために取るべき行動や初期消火に必要な用具に関することの啓発に努めます。

第5章 土砂災害その他の危険から命を守る

第1 土砂災害その他の危険からの避難

1 県民は、地震時の揺れやその後の余震、降雨等による次の危険を察知したときは、直ちに危険な箇所から離れ、安全な場所に自主的に避難しなければいけません。この場合において、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、周辺の居住者等への危険の周知や、県、市町村等への通報に努めなければいけません。

(1) 土砂災害

ア がけ崩れ、土石流、地すべり等

イ 河道閉そくによる上流の地域の水没及び河道閉そく部の決壊による土石流

(2) 土砂災害の前兆現象

河川の濁りや流木の混在、河川の水位の異常、山鳴り、がけの亀裂、沢やわき水の濁りや水量の変化、地面のひび割れ等

- (3) その他の危険
 - ア ため池の破損、亀裂及び決壊による洪水
 - イ 堤防の破損、亀裂及び決壊による浸水
 - ウ 地盤沈下による浸水
 - エ 液状化による建築物や土木構造物の倒壊等
- 2 県民は、土砂災害その他の危険から自主的に避難できるよう、日頃から、自主防災組織の取組などを通じて、土砂災害その他の危険に関する知識の習得や、地域の危険な箇所、避難所等の把握などに努めなければいけません。
- 3 県は、市町村、国等と連携して、あらかじめ県民の自主的な避難に関する啓発や情報 の提供などに努めます。

第2 危険な箇所の巡視等

- 1 県は、地震が発生したときは、さらなる被害の拡大を防ぐため、市町村等と連携して、 危険な箇所の巡視や点検(津波の危険が予想されるときの海岸や河川における巡視や点 検を除きます。)を行い、被害が発生するおそれがあるときは、居住者等への周知と立入 禁止等の措置を速やかに行うよう努めます。
- 2 危険物(この骨子案において、消防法上の危険物、毒物、劇物、火薬類、高圧ガス、水質汚濁性農薬等をいいます。第9章第2第1項第7号において同じ。)を扱う施設の管理者は、地震が発生したときは直ちに施設を点検し、施設に被害が発生している又は発生するおそれがあるときは、被害の拡大の防止の措置を速やかに行うとともに、関係機関への連絡や周辺の居住者等への周知を行わなければいけません。

第6章 災害から命を救う

第1 応急活動の実施

- 1 県は、地震が発生したときは、防災関係機関等と連携して、人命の救助、医療救護活動、消火活動、避難所の設置と運営、被災者への食料と飲料水の供給等の対策(以下「応急活動」といいます。)を行います。この場合において、より多くの人命を救う活動を最優先に行います。
- 2 県民は、一人でも多くの人命が救われるよう、医療救護活動においてトリアージ(医師等が、傷病者の緊急度や重症度により搬送や治療を行う優先順位をつけることをいいます。)に基づき、重症で緊急度が高く、かつ、救命できる可能性の高い者から優先して搬送や治療がされることをあらかじめ理解するとともに、地震が発生したときは医師等の判断に従わなければいけません。
- 3 県は、地震が発生したときは、防災関係機関等と連携して応急活動に必要な情報の収 集に努めるとともに、収集した情報を報道機関等と連携して県民に提供します。
- 4 県は、地震発生時に迅速かつ的確に応急活動を行うため、防災関係機関等と連携して、あらかじめ、実践的な訓練を行うとともに、応急活動に必要な資機材、人員、土地等をの確保するや県外からの応援の受け入れ体制の整備など、応急活動体制の確立に努めます。【No. 22 による修正】

第2 自主防災組織等の救助活動

- 1 自主防災組織、事業者等は、地震が発生したときは、<u>自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、</u>倒壊家屋等からの救出、負傷者等の応急手当、搬送等(以下「救助活動」といいます。)を行うよう努めなければいけません。【No.75による修正】
- 2 自主防災組織、事業者等は、日頃から、救助活動のための資機材の整備と点検、救助活動に必要な知識や技術の習得に努めなければいけません。
- 3 県は、地震発生時に自主防災組織、事業者等が被災者の救助に当たることができるよう、防災関係機関等と連携して、あらかじめ必要な支援に努めます。

第3 緊急輸送の確保

- 1 県は、地震発生時に迅速な応急活動を実施するため、防災関係機関等と連携して、負傷者の搬送や応急活動に必要な人員と物資の陸路、海路、空路による輸送(以下「緊急輸送」といいます。)の確保に努めます。
- 2 県民、事業者等は、緊急輸送などのために車両の交通規制が行われた道路では、規制 に従わなければいけません。また、交通規制が行われていない道路であっても、救急車、 消防車等の通行を妨げる可能性がある場合は、車両の使用を控えるよう努めなければい けません。
- 3 県は、緊急輸送を確保するため、防災関係機関等と連携して、あらかじめ地震発生時の交通規制の遵守等に関する啓発を行うとともに、地震が発生したときは交通規制が行われる路線等の情報の周知に努めます。

第7章 被災者の生活を支える

第1 復旧活動の実施

- 1 県は、地震が発生したときは、早期に被災者の生活が安定するよう、防災関係機関等と連携して、被災者への情報提供、住宅の確保、保健衛生、こころのケア、ライフライン(電気、通信、水道、ガスや下水道)や公共施設等の被災施設の復旧、災害廃棄物の撤去、学校教育の再開、社会秩序の維持等の対策(以下「復旧活動」といいます。)を行います。
- 2 県民は、防災関係機関等が行う復旧活動に協力するとともに、被災後の生活において は、お互いに支え合い、助け合うよう努めなければいけません。
- 3 県は、被災後できるだけ早期に被災者の生活が安定するよう、防災関係機関等と連携 して、あらかじめ、復旧活動に必要な資機材、人員、土地等を確保するなど、復旧活動 体制の確立に努めます。

第2 災害ボランティア活動への支援

- 1 ボランティア活動の支援や調整を行う団体(以下「ボランティア支援団体」といいます。)は、地震発生後にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、あらかじめボランティアコーディネーターの育成やボランティアの受け入れ等必要な体制づくりを行うとともに、地震が発生したときはボランティア活動の支援や調整に努めるものとします。
- 2 県は、市町村と連携して、あらかじめボランティア支援団体の体制づくりを支援するとともに、地震が発生したときはボランティア支援団体の活動の支援と連携に努めます。

第3 専門ボランティアの活用

県は、市町村、関係団体等と連携して、あらかじめ専門ボランティア(県、市町村等が実施すべき復旧活動等のうち、人員の不足が見込まれる専門的な知識や技術を必要とする分野において、事前に登録し、地震が発生したときに県、市町村等と連携しながら活動するボランティアをいいます。)の活用体制を整備するとともに、地震が発生したときは専門ボランティアの効果的な活用に努めます。

第8章 震災からの復興を進める

第1 震災復興計画の作成

- 1 知事は、被災後、早期に県民の生活の再建や社会経済活動が再開できるよう、市町村 長が作成する震災復興計画との整合性をとりつつ、速やかに震災復興計画を作成します。
- 2 知事は、震災復興計画の作成に当たっては、県民と合意形成を行うよう努めるととも に、県民が将来に希望をもって生活できるよう、コミュニティの維持を考慮しつつ、住 宅と雇用の確保に重点を置くものとします。
- 3 県は、被災後速やかに復興に着手できるよう、あらかじめ、震災復興計画への県民参

加、被災者の生活再建支援、都市基盤の再生、経済の復興等の方法を検討するなど、必要な対策の実施に努めます。

第2 震災復興対策の推進

- 1 県は、防災関係機関等が行う震災復興事業と調整しながら、震災復興計画に基づき、 計画的に震災復興対策を推進します。
- 2 県、県民、事業者等は、復興に当たっては、それぞれの役割を果たし、協働して取り 組むとともに、震災の経験や教訓を活かして、災害に強い人、コミュニティ、まちづく りに寄与するよう努めなければいけません。

第9章 震災に強い人、地域、ネットワークづくりを進める 第1節 地域防災力の強化

第1 県民の備え

県民は、地震発生時に自らや家族、近隣住民の生命、身体を守るため、知識の習得に 努めるとともに、次の備えをするよう努めなければいけません。

- (1) 旧耐震基準による建築物の耐震性の確保や建築物の耐震性の維持のための点検や補修
- (3) 消火器等の初期消火に必要な用具の設置と管理
- (4) 避難を円滑にするための用具と非常持ち出し品の準備
- (5) 応急手当に関する知識と技術の習得
- (6) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄と医薬品の確保
- (7) 緊急避難場所と避難所の位置、避難路、避難方法、家族間の連絡方法等の確認
- (8) その他自らや家族、近隣住民の生命、身体を守るために必要な備え

第2 事業者の備え

- 1 事業者は、地震発生時に事業所内の人の生命、身体を守り、周辺の居住者等への自ら の施設、設備等による被害を最小限に抑え、事業の継続を行うため、次の備えをするよ う努めなければいけません。
- (1) 旧耐震基準による建築物の耐震性の確保や建築物の耐震性の維持のための点検や補 修
- (2) 危険屋外工作物等の点検や改修、転倒等危険物家具、電気製品等の転倒等の防止、 窓ガラス等の飛散の防止【No. 14 による修正】
- (3) 消火器等の初期消火に必要な用具の設置と管理
- (4) 避難を円滑にするための用具と非常持ち出し品の準備
- (5)食料、飲料水等の備蓄、医薬品等の確保と応急的な措置に必要な資機材等の整備
- (6) 地震防災に関する体制整備、啓発、研修、訓練等の実施
- (7) 木材、船舶等の流出、危険物の漏出等による人の生命、身体への被害を最小限に抑

えるための施設、設備等の適切な管理

- (8) 事業継続計画の作成と必要な備え
- (9) その他事業所内の人の生命、身体を守るために必要な備え
- 2 事業者は、地域の自主防災組織等が実施する防災訓練その他の地震防災の活動と連携 するよう努めるものとします。

第3 自主防災組織の活動の推進

- 1 県民は、その居住する地域において自主防災組織を結成し、積極的に活動に参加するよう努めなければいけません。
- 2 自主防災組織は、地震発生時に地域の居住者等の安全を確保するため、市町村等と連携して、あらかじめ次の活動をするよう努めなければいけません。
- (1) 防災知識の普及
- (2) 発生の予想される被害、危険な箇所、緊急避難場所、避難所、避難路、通報先等の 把握、防災マップの作成、地域の居住者等へのこれらの情報の周知
- (3) <u>開催する時期、時間帯等さまざまな想定と工夫に基づく</u>防災訓練の実施<u>【No.31 に</u>よる修正】
- (4) 防災用の資機材等の整備と点検
- (5) 救助活動のための知識と技術の習得
- (6) 災害時要援護者の把握と避難のための仕組みづくり
- (7) 転倒等危険物の転倒等防止対策の推進
- (8) その他被害の軽減のための活動
- 3 自主防災組織は、地震が発生したときは、市町村等と連携して、次の活動を行うよう 努めなければいけません。
- (1)情報の収集と伝達
- (2) 居住者等の避難誘導活動
- (3) 出火の防止と初期消火
- (4) 負傷者等の救助活動
- (5) 安否確認
- (6) 炊き出し等の給食給水活動
- (7) 危険な箇所の把握
- (8) その他必要な活動
- 4 自主防災組織は、活動を活性化するため、他の自主防災組織、地域の事業者その他の地域の活動団体と連携に努めるものとします。
- 5 県は、市町村と連携して、自主防災組織の設立や活動に必要な支援をするとともに、 自主防災組織の活動において中心的な役割を担う者の育成に努めます。

第4 南海地震対策推進週間

- 1 県民、事業者、自主防災組織等の南海地震対策への理解を深め、備えの一層の充実が図られるよう、南海地震対策推進週間を設けます。
- 2 南海地震対策推進週間は8月30日から9月5日までとし、この週間に県、県民、事業

- 者、自主防災組織等は、自らの南海地震への備えの点検と充実を図り、必要な訓練を行 うよう努めるものとします。
- 3 県は、防災関係機関等と連携して、南海地震対策推進週間における県民、事業者、自 主防災組織等の取組が実施されるよう支援します。

第2節 災害時要援護者への支援等

第5 災害時要援護者への啓発と支援

- 1 県は、災害時要援護者の安全や被災後の生活が守られるよう、市町村等と連携して、 災害時要援護者や家族があらかじめ取り組むべき備えや地震時に取るべき行動等に関す る啓発を行うとともに、災害時要援護者を地域で支え合うネットワーク(以下「支援ネットワーク」といいます。)づくり<u>をの</u>促進<u>や災害時要援護者に対応できる避難所の確保、</u> 生活支援等の対策の推進にするよう努めます。【No. 33 による修正】
- 2 近隣住民、自主防災組織その他の地域の活動団体、民生委員・児童委員、障害者等の団体、医療・介護福祉関係事業者等の支援ネットワークを構成し災害時要援護者の支援を行う者(以下「支援者」といいます。)は、災害時要援護者の避難誘導、救助、安否確認、医療の対応、生活支援等(以下「災害時要援護者支援」といいます。)の方法をあらかじめ定めるとともに、地震が発生したときは迅速に災害時要援護者支援を行うよう努めるものとします。【No. 77による修正】
- 3 県は、地震が発生したときは、支援者、防災関係機関等と連携して、災害時要援護者 が必要とする情報を提供するとともに、災害時要援護者の生活面<u>特性</u>に配慮した応急活 動や復旧活動の実施に努めます。

第6 災害時要援護者の情報の把握と適正な取扱い

- 1 災害時要援護者<u>や家族</u>は、日頃からの地域の防災活動等に自主的に参加するとともに、 支援者に対し、支援が必要なことや必要とする支援の内容等、災害時要援護者支援に必 要な情報をあらかじめ提供するよう努めるものとします。【No. 79 による修正】
- 2 支援者は、災害時要援護者支援が行えるよう、日頃から地域の災害時要援護者との情報交換や必要となる支援の内容の把握等に努めるものとします。
- 3 災害時要援護者から個人情報を提供された支援者は、当該情報を、災害時要援護者に 係る個人情報保護に関する指針に基づき適正に取り扱わなければいけません。

第7 災害時要援護者が利用する施設の安全確保

障害者施設、高齢者施設、医療機関、学校その他の災害時要援護者が利用する施設の設置者は、地震発生時に利用者の避難誘導や応急復旧活動を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ、利用者の特性を踏まえて地震に対する施設内の安全を確保するとともに、避難誘導や応急復旧活動に係るマニュアルの作成、マニュアルに基づく訓練、地震発生後早期にサービスを再開するために必要な対策を行うよう努めなければいけません。

第3節 地震防災に関する知識の普及、人材育成等

第8 学校等における防災教育の推進

- 1 学校や保育所の設置者や管理者は、幼児、児童、生徒、学生(以下「児童等」といいます。)が地震防災に関する理解を深めるとともに、地震発生時において自らの安全を確保できるよう、児童等の発達段階に応じた防災教育の実施に努めなければいけません。
- 2 学校や保育所の設置者や管理者は、防災教育の実施に当たっては、家庭や地域の協力 を得て、地域の防災力の向上に繋がるような実践的な防災教育を実施するよう努めるも のとします。
- 3 県は、学校や保育所において、防災教育が推進されるよう、指導者の育成、教材の作成、防災教育の手法に関する情報提供等に努めます。

第9 県の広報や情報の提供

- 1 県は、県民、事業者等の防災知識の普及と防災活動の促進を図るため、防災関係機関等と連携して、地震防災に関する広報活動の実施、啓発、相談体制の整備に努めます。
- 2 県は、県民、事業者等が地震に対する備えや地震発生時の迅速かつ適切な行動が行えるよう、国、市町村等と連携して、あらかじめ揺れ、津波、火災、土砂災害、地盤沈下、 液状化、危険ため池等に関する情報の提供に努めます。

第10 人材の育成や活用

県は、市町村、社会貢献活動団体等と連携して、地域や事業所における地震防災に係る活動に適切な助言や指導ができる人材の育成や活用に努めます。

第10章 南海地震対策を計画的に進める

第1 行動計画の作成等

- 1 知事は、この条例に定める内容の実効性を高め、県が取り組むべき南海地震対策を計画的に進めるため、高知県南海地震対策行動計画(以下「行動計画」といいます。)を作成します。
- 2 行動計画には、次のことを定めます。
- (1) 南海地震対策の基本的な方向
- (2) 具体的な取組
- (3) 達成すべき目標
- (4) その他必要な事項
- 3 知事は、行動計画の作成に当たっては、県民参加の方法により県民から意見を聴き、 反映するよう努めます。
- 4 知事は、行動計画に基づく対策の実施状況を、毎年、点検し公表します。また、実施 の効果を検証し、必要に応じて行動計画の見直しを行います。